

第 22 回東北女子フットサル選手権大会 兼
第 12 回全日本女子フットサル選手権大会東北大会実施要項

1 名 称

第 22 回東北女子フットサル選手権大会兼第 12 回全日本女子フットサル選手権大会東北大会

2 主 催

東北サッカー協会

3 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟

4 協 力

株式会社モルテン

5 日 程

<開催日> 2015 年 9 月 5 日（土）～ 6 日（日）

<会 場> 秋田県／秋田市立体育館（秋田市八橋本町六丁目 12-20 (Tel. 018-866-2600)

6 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という。）に「フットサル 1 種」、「フットサル 2 種」または「フットサル 3 種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 2003 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

(2) サッカーチームの場合

- ① JFA に「2 種」、「3 種」または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 1997 年 4 月 2 日以降、2003 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

(3) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

7 参加チームとその数

参加チームは、東北各県 2 チームずつの 12 チームとする。

8 大会形式

(1) 1 次ラウンド：12 チームを 3 チームずつ 4 グループに分けてリーグ戦を行い、各グルー

プ 1 位の 4 チームが決勝ラウンドに進出する。

順位は、グループ内の勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち 3、引分け 1、負け 0 とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

- ① 当該チーム内の対戦成績
- ② 当該チーム内の得失点差
- ③ 当該チーム内の総得点数
- ④ グループ内での総得失点差
- ⑤ グループ内での総得点数
- ⑥ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
 - (ア) 警告 1 回 1 ポイント
 - (イ) 警告 2 回による退場 1 回 3 ポイント
 - (ウ) 退場 1 回 3 ポイント
 - (エ) 警告 1 回に続く退場 1 回 4 ポイント
- ⑦ 抽選

(2) 決勝ラウンド：4 チームによるノックアウト方式で行う。なお、準決勝敗者同士による 3 位決定戦を行わない。

9 競技規則

大会実施年度の「フットサル競技規則」による。

10 競技会規定

以下の項目については、本大会の規定を定める。

(1) ピッチ

大きさ：原則として 40m×20m とする。

(2) ボール

試合球：モルテン製ヴァンタッジオ フットサル 4 号ボール

(3) 競技者の数

競技者の数：5 名

交代要員の数：7 名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2 名以内

(4) チーム役員の数

3 名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム：

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判

別しうるものであること。

(ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーが付けることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(カ) ユニフォームへの広告表示については、JFAの承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担すること。

(キ) その他のユニフォームに関する事項については、JFAのユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい革靴製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。(スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。)

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合時間

① 1次ラウンド：24分間（前後半各12分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは5分間とする。（前半終了から後半開始まで）

② 準決勝戦：30分間（前後半各15分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。

③ 決勝戦：40分間（前後半各20分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは15分間とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

① 1次ラウンド：引分け

② 準決勝戦：PK方式により勝敗を決定する。PK方式に入る前のインターバルは1分間とする。

③ 決勝戦：10分間（前後半各5分間）の延長戦を行い、決しない場合はPK方式により勝敗を決定する。延長戦に入る前のインターバルは5分間とし、PK方式に入る前のインターバルは1分間とする。

11 懲 罰

(1) 本大会の予選は、懲罰規程上の同一競技会とみなし、予選終了時点で未消化の出場停止処分は、本大会の試合にて順次消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。

- (2) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (3) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (4) 前項により出場停止処分を受けたとき、1次ラウンド終了時点で警告の累積が1回るとき、または本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (5) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、全日本大会に出場する選手にあっては、その大会において、全日本大会に出場しない選手にあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (6) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律・フェアプレー委員会が決定する。

12 参加申込

- (1) 1チームあたり26名（選手20名、役員6名）を上限とし、選手は本大会の予選となる県大会に登録していること。ただし、3名を上限に本大会の予選となる県大会に登録していない選手を記載できる。その場合、第6条に定める参加資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加チームは、県大会の大会登録票の写しに、所属する県サッカー協会長印を押印の上、プライバシーポリシー同意書と一緒に、次の送付先へ郵送にて提出すること。なお、選手の変更以外の変更（背番号の変更やユニフォームの色の変更など）がある場合は、県大会の大会登録票の写しに、朱書きで訂正したものを提出すること。
　　<送付先> 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
　　　　　秋田市役所防災安全対策課 夏井 宛て
- (3) チーム名は短縮語を除き、日本語で表記しなければならない。
- (4) 申込締切日：2015年8月14日（金）必着
- (5) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

13 電子選手証

各チームの登録選手は、JFA発行の電子登録証の写し（写真が登録されたもの）または選手証（写真が貼付されたもの）を、試合会場に持参すること。電子登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。

14 組み合わせ

東北サッカー協会フットサル委員会において抽選の上、決定する。（別紙のとおり）

15 参加料

1チーム15,000円とし、大会当日に受領するので、代表者会議の際に持参すること。

16 表彰

- (1) 優勝、準優勝、第3位のチームを表彰する。
- (2) 優勝チームには、優勝杯（持ち回り）を、準優勝チームには、盾を授与する。
- (3) 優勝チームおよび準優勝チームは、第12回全日本女子フットサル選手権大会（2015年

11月6日(金)～8日(日)、北海道/湿原の風アリーナ釧路で開催)への参加資格を得る。

17 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

チーム代表者、審判員との代表者会議、マッチコーディネーションミーティングを以下の通り行う。チーム代表者(代理可)は、必ず代表者会議、マッチコーディネーションミーティングに出席しなければならない。

<代表者会議>

2015年9月5日(土)9:00より、秋田市立体育館内多目的ホールにて実施する。

ユニフォームの正副(FP、GK)、ピブス、選手証を必ず持参すること。

<マッチコーディネーションミーティング>

1次ラウンド:代表者会議時に併せて実施する。

決勝ラウンド:原則として各試合60分前に多目的ホールにて実施する。

18 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

19 負傷対応

選手の怪我等については、各チームの責任で対応すること。協会は一切の責任を負わない。

20 その他

(1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上あればそのスコアで敗戦したものとみなす。

(2) ピッチレベルでの飲料は水のみとし、ベンチ部分のシート上でのみ飲水を認める。ピッチ内での飲水は認めない。

(3) 体育館の利用規則を遵守すること。

21 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会 夏井

TEL 090-6782-9155(携帯)

FAX 018-823-5099(勤務先;秋田市防災安全対策課)

e-mail ac771244@city.akita.akita.jp